農地法第３条許可申請書添付書類一覧表

No.	書　　類　　名	提出部数	備　考
◎	農地法第３条の規定による許可申請書	３部	３部とも押印
	農地法第３条の規定による許可申請書（別添）	１部	
1	委任状（譲渡人・譲受人が手続きを代理人に委任する場合）	１部	
2	土地登記事項証明書（全部事項証明書） ※法務局で交付を受けた原本	１部	
3	公図の写し　※法務局で交付を受けた原本	１部	
4	申請地案内図（住宅地図等）	１部	
5	譲受人の国籍を証明する書類※提示による確認も可とする （１）日本国籍を証明する場合 ○住民票の写し（本籍地記載のもの） （２）外国籍を証明する場合 ○在留カードまたは特別永住者証明書	１部	
	○譲受人が市外在住の場合は、農地を所有する市町村農業委員会の農地基本台帳等を添付すること。 ○土地改良区内は、改良区と事前に調整のこと。 ○水田については、水利組合と調整のこと。 ○抵当権や仮登記などがある場合は、当該権利者の同意書（印鑑証明添付）を添付するか、権利の抹消が必要	１部	

【注意事項】

(1) 申請書は、記入漏れに注意し、添付書類を完備の上、毎月 10 日（閉庁日の場合はその翌日以降の開庁日）までに提出して下さい。※郵送不可

(2) 譲受人の世帯での所有農地に違反転用・不耕作地等がある場合は、許可の対象となりませんので、十分確認してください。

ご不明な点は、坂戸市農業委員会
℡ ０４９－２８３－１３３１内線６５３まで